

「東御市地域づくり活動補助金事業」実施要領

地域づくり活動事業の概要

1 趣旨

地域の活性化及び協働のまちづくりの推進を図るために、区やその他の公共的団体が自ら考え、自ら行動を起こす地域づくり活動に対し、予算の範囲内で補助金を交付します。

2 補助対象団体

補助金の交付対象となる団体については、次の要件に該当する団体とします。

- (1) 区、支区、隣組、NPO 団体の他、地域づくり活動を行う団体
- (2) 団体の事務所の所在地が市内にあり、市内で活動を行う団体
- (3) 政治活動、宗教活動及び営利活動を目的としない団体

3 補助対象事業

補助金の交付対象となる事業については、補助対象団体が自ら考え、自ら行動を起こす公共的な事業で、次のいずれかの要件を満たし、平成 22 年度中に完了する事業で、市の事業認定を受けたものとしします。

- (1) 社会又は不特定多数の者の利益につながるもの（公共性）
- (2) 独自の発想又は新たな視点によるもの（独創性）
- (3) 波及効果又は新たな展開が期待できるもの（発展性）
- (4) 計画及び費用が実現可能で妥当なもの（実現性）
- (5) 自立できることが期待されるもの（自立性）

4 補助対象としない事業

前項の規定に関わらず、次に該当する事業については、補助金の交付の対象としません。

- (1) 市で実施する他の補助金の対象となる事業。

例：緑化推進事業補助金、公民館分館施設整備事業補助金 ほか

なお、実際に補助金を受けられない場合においても、本補助金の対象とはしない。

- (2) 既に本事業の補助金の交付を 2 回受けたことのある事業
- (3) 団体が継続的に行っている定着したイベント、行事等で、本事業の補助がなくとも所期の目的はおおむね達成できるもの。ただし、団体における新規事業、伝統行事の復活事業については対象とします。
- (4) 政治、商行為など特定の目的のあるもの
特定の企業、政治団体、個人等の売名、利益供与等の行為は認めないものとし、商工会（商店街）等の振興事業については、まちの活性化につながる工夫が必要
- (5) 宗教に深く関わりのあるもの
宗教活動及び宗教行事は認めないものとし、伝統文化や文化遺産などを活用する事業にあっては、宗教的活動及び宗教行事とならない工夫が必要
- (6) 備品などの購入や施設修繕が主となるもの
単に備品のみ購入や、事業の主たる目的が備品の購入に限られるもの、また、単に施設の修繕を目的とした事業については対象としません。

(7) その他、市長が適当でないとした事業

5 補助対象となる経費

補助対象事業を行うのに必要な経費。(消耗品費、講師に対する謝金・旅費交通費、印刷製本費、通信運搬費、使用料、賃借料、原材料購入費等)

ただし、事業を行うのに必要な機器の賃借、業者委託に係る経費は事業費の10分の2を限度とします。

また、次に掲げる経費は対象外とします。

(1) 団体の事務所等を維持するための経費

例：団体事務所の家賃、光熱水費 等

(2) 団体の経常的な活動に要する経費

例：団体の通常活動に要する消耗品、備品の購入 等

(3) 団体の構成員による会合の飲食代

例：会議の際の食事、茶菓子代、懇親会費 等

(4) 団体の構成員に対する人件費、旅費及び謝礼

6 補助率及び補助金額

補助率は事業の公益性、効果等により次のとおりとします。また、補助金について、事業費が100万円を超えるものについては、100万円を限度とします。

(1) 事業により地域の活性化に効果が大きく、かつ公益性の大きい事業 100分の100

(2) 事業により地域の活性化に効果が大きいと認められる事業 100分の75

(3) 事業の内容により、補助の必要性があると認められる事業 100分の50

なお、同一事業に対する補助金の交付は2回を限度とします。

また、補助金の採択は、原則として1団体1事業とします。

新設団体認定事業の概要

1 趣旨

市民による地域づくり活動の活性化を更に推進するために、地域づくり活動団体等の立ち上がり期を支援するため、予算の範囲内で補助金を交付します。

2 補助対象団体

補助金の交付対象となる団体については、次の要件に該当する団体とします。なお、市の他の補助金の交付を受けている団体は、対象となりません。

(1) 設立後、2年以内のNPO、地域づくりを行う規約等が定められている団体

(2) 団体の事務所の所在地が市内にあり、市内で活動を行う団体

(3) 政治活動、宗教活動及び営利活動を目的としない団体

3 補助対象となる経費

団体の通常活動に必要な経費。(消耗品費、講師に対する謝金・旅費交通費、印刷製本費、通信運搬費等)

また、次に掲げる経費は対象外とします。

(1) 団体の事務所等を維持するための経費

例：団体事務所の家賃、光熱水費 等

(2) 団体の構成員による会合の飲食代

例：会議の際の食事、茶菓子代、懇親会費 等

(3) 団体の構成員に対する人件費、旅費及び謝礼

4 補助率

補助率は、経費の2分の1以内とします。ただし、補助金の限度額は5万円とし、同一の団体に対する補助金の交付は1回限りとします。

事業の募集

1 応募期間

市報・お知らせ版及びホームページにて確認をお願いします。

2 応募先

東御市役所 市民生活部市民課生活環境係

電話 0268-64-5896 (直通)

FAX 0268-63-6908

事業内容や事業(団体)認定申請書記載内容について確認を行いますので、郵送等の応募はできません。必ず内容等の分かる方が持参してください。なお、お越しになる際はお手数ですがあらかじめご連絡をいただきますようお願いします。

3 応募方法

募集期限までに「地域づくり活動補助金事業認定申請書」又は「地域づくり活動新設団体認定書」に必要な事項をご記入の上、応募してください。

4 認定審査会への参加

応募された内容を説明してもらうため、認定審査会に参加してもらいます。

認定審査会の開催日時等については、後日ご連絡します。

事業の認定審査会

事業等の認定申請のあった事業について、補助金交付の対象となるかどうかを審査することを目的として、地域づくり活動補助金事業認定審査会を開催します。

1 申請事業等の説明

認定申請を行った団体の代表者(3名以内)は、認定審査会に出席し、認定を受けようとする事業等について次の手順により、説明を行っていただきます。

(1) 説明時間は1団体概ね10分程度とし、大幅に時間を超過したものについては説明の途中であっても説明を終了とすることがありますので、時間内で工夫して内容を説明してください。

(2) 事前に提出された申請書及び添付書類については、あらかじめ審査員に配布し、各団体の説明の前に事務局から簡単な説明をしておりますので、そのことを前提に説明をしてください。なお、当日追加の資料を用いて事業の説明をする場合は事前に事務局に申し出てください。

(3) 説明のあと審査員から事業内容等について質問することがありますので、簡潔に回答して

ください。

2 審査手順

(1) 審査員

認定審査会は、4名の審査員で審査を行います。

(2) 補助率の基準

【地域づくり活動事業】

地域の活性化に効果的な事業で、社会又は不特定多数の者の利益につながる事業であること。また、事業終了後も継続的に活動等が見込める事業。(補助率100%)

地域の活性化に効果的な事業であること。また、事業終了後も継続的に活動等が見込める事業。(補助率75%)

地域の活性化に対する効果はあまり大きくないが、事業内容的に補助の必要性があると考えられる事業。(補助率50%)

上記以外の事業で補助の対象とならない事業。(補助率0%)

【新設団体認定事業】

地域づくり活動団体等の自立が見込まれ、公益かつ非営利の自発的・自主的な地域づくり活動を行うことが見込める団体(補助率100%)

3 審査方法

(1) 審査員は、認定申請書及び審査会での説明、質疑により審査を行います。

(2) 4人の審査員の審査結果により、事業等の認定、補助率等を決定します。

(3) 認定の順位については、審査員の協議により決定します。

(4) 審査の結果、認定を受けた事業等であっても、認定順位により、予算に不足を生じた場合においては、認定結果にかかわらず、補助金を交付しない場合があります。

(5) 審査結果(認定団体、補助率、交付額の査定)を市長に報告します。

4 交付額の査定

事業費等の内訳に対象とならない経費が含まれている場合は、その経費について減額します。また事業計画と予算の説明によっては、補助金額を減額する場合があります。

例：原材料費や消耗品費などが明らかに一般的な価格より高額な場合。

賃借料、委託料が全体事業費の10分の2を超えている場合。

5 認定結果の通知

認定審査会の結果については、認定の可否、対象経費、補助率等を後日、団体の代表者に対して書面で通知します。なお、各審査員の審査内容は公表しません。

補助金の交付

補助金の交付は、原則として事業完了後に交付するものとします。

事業の追加募集

認定審査の結果、予算に余剰を生じた場合においては、期限を定めて事業の追加募集を行います。

地域づくり活動補助金事業の流れ

認定申請書の提出

1月下旬～3月上旬



認定審査会の開催

3月下旬



認定を受けようとする団体は審査会に出席し、内容の説明を行います。

事業等の認定の通知

4月上旬



補助金交付申請書の提出

事業等開始前



補助金事業実績報告書の提出

事業等完了後



補助金の交付

事業等完了後